

# 会員規程

一般社団法人日本パラ射撃連盟

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラ射撃連盟（以下「本連盟」という。）定款第3章の規定に基づき、本連盟会員の種別、入会、入会金及び会費、会員資格の喪失、除名及び退会等に関し必要な事項を定める。

(入会手続き)

第2条 定款第5条第1号に定める正会員に入会しようとする者は、定款第6条に基づき理事会において定める入会申込書を書面又は電磁的方法をもって会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 定款第5条第2号から第4号に定める会員として入会しようとする者又は団体は、理事会において定める入会申込書を書面又は電磁的方法をもって会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

3 会長は、入会を承認しないときは、速やかにその理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第3条 本連盟の会員は、定款第7条の規定に基づき、入会時に入会金及び年会費を、また、以後毎年所定の時期に年会費を納入しなければならない。

2 入会金は、会員種別に応じて次のとおりとする。

- |              |         |
|--------------|---------|
| (1) 正会員      | 10,000円 |
| (2) 普通会員     | 1,000円  |
| (3) サポート会員   | 1,000円  |
| (4) 加盟団体会員   | 1,000円  |
| (5) サポート団体会員 | 10,000円 |

3 年会費は、会員種別に応じて次のとおりとする。

- |              |         |
|--------------|---------|
| (1) 正会員      | 5,000円  |
| (2) 普通会員     | 3,000円  |
| (3) サポート会員   | 3,000円  |
| (4) 加盟団体会員   | 無料      |
| (5) サポート団体会員 | 10,000円 |

(会員資格の喪失)

第4条 各会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (3) 正当な理由なく、1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(除名)

第5条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、倫理・コンプライアンス委員会での事実確認、処分相当案検討及び理事会での審議を経て、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議によりこれを除名することができる。除名となった会員については原則5年間は会員として復帰することはできない。

- (1) 定款及び関係法令並びに本連盟規程に違反したとき
- (2) 本連盟の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 本連盟倫理規程第4条に定める遵守事項に関する重大な違反行為をしたとき

(弁明の機会)

第6条 会長は、前条の除名を議決しようとする総会の1週間前までに、該当する会員に対し除名の理由を付して書面又は電磁的方法にて通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第7条 本連盟の会員は、定款第11条の規定により所定の退会届を書面又は電磁的方法をもって提出することにより、任意に退会することができる。

2 退会届出書は、所属する当該地域の加盟団体等に提出すれば足りる。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第8条 会員が第4条の規定によりその資格を喪失したときに、本連盟に対する会員としての権利を失い、義務を免れるが、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

(会費、抛出金品の不返還)

第9条 本連盟は、会員がその資格を喪失しても既納の会費等及びその他抛出金品は理由の如何を問わず返還しない。

(会員証の交付)

第10条 第2条の規定に基づいて入会した会員については、本連盟事務局において会員登録され、会員証が交付される。なお、この会員証は、デジタル会員証とする。

2 前項の会員証の有効期間は1年間とし（入会時は当該年度内）、会員が継続会員となる場合、同会員証は更新されるものとする。

（会員と参加可能競技会）

第11条 本連盟及び連盟の加盟団体が主催、主管する競技会については、正会員又は普通会員でなければ選手として参加することができない。

（改廃）

第12条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

#### 附 則

この規程は、本連盟の設立の登記の日から施行する。